

【史料】

## 近江商人の衰亡譚 「続考見録 草稿」

末永國紀  
本村希代  
上野山学  
奥田以在

「続考見録 草稿」は、その序文に書かれているように、七四歳の二代目塚本定右衛門が明治三二年一〇月に、近江商人を中心とする商家の衰退と没落の事情を書き綴った草稿である。二代目定右衛門は、初代の長男として文政九年に生れた。二六歳で相続して、明治一九年に家督を三代目に譲って隠居し、三八年に八〇歳で没している。

社史の『ミューズ塚本一七〇年のあゆみ』（塚本商事株式会社刊、昭和六〇年）にもとづいて塚本家の初代と二代目の来歴を述べよう。初代は、寛政元年に近江国神崎郡川並村の農業兼布洗業を営む浅右衛門の三男に生れた。幼名は久蔵、後に初代定右衛門。文化九年一九歳で五両の元手金で小間物の小町紅と若干の麻織物を仕入れて初めての持下り商いの旅に出た。文化九年の二四歳の時、甲府の柳町に小間物問屋を開業し、屋号を「カキヤ紅屋久蔵、略称「紅屋」とした。営業の基礎の固まった文政六年に結婚し、三年後の文政九年に川並村に営業本部としての本宅を建て、同時に初めての奉公人であり、後に別家となる佐助を雇い入れた。

商売も安定してきた天保四年に初代は、久蔵を定右衛門と改名し、同時に小間物の他に太物・呉服類も取扱うようになった甲府の店を佐助にまかせ、自身は京阪での仕入れに力を注ぐことにした。さらに、天保五年には相州浦賀を拠点に上方からの商品を運ぶ海運業と荒物・呉服を扱う部門を相州方として新設した。天保一〇年には京都六角富小路西入ルに呉服類仕入れのための出店を

設けた。京都と関東の間での諸国産物廻しの商法を取り入れたのである。初代は嘉永六年に隠居し、万延元年に七二歳で亡くなった。

天保一二年から京都店で商務見習をはじめて商業界に入った二代目は、支配人を経て、初代の没後は仕入を担当する京都店を担当しながら、一門を統率した。元治元年の禁門の変によって京都店は類焼したが、逆にこの事変をビジネスチャンスと捉え、上方からの江戸への呉服・太物類の移送の欠乏に目をつけた二代目は、江戸への売込みをはかり、巨利を博した。明治元年の商法大意の発布によって自由売買が認められるようになると、東京での営業活動を活発化し、五年四月一六日に日本橋伊勢町に東京店を開店した。開店当初、人員は二代目定右衛門はじめ五人であり、営業種目は、為替業務、金貸業と相州方を吸収した荒物の卸売り、太物卸売りであった。八年には輸入綿布を扱う金中方を設けた。この間、新時代にふさわしい体制を築くために、二年正月に商いの基本姿勢を打ち出した「塚本申合書」を制定している。

二代目は、明治一二年の最初の県議選挙に当選し、四年間県政にもたずさわった。その後、塚本商店は、二二年に塚本商社として会社組織を採り、二六年には商法の発布を機に塚本商社を塚本合名会社に改組した。二九年には、五年間の出張販売と商業調査の予備段階を経て、持下り商いによって獲得した顧客を中核にした小樽支店を設け、商運は伸展した。資本金一〇〇万円の株式会社塚本商店が誕生するのは大正九年一月五日である。この時の従業員は、店員九九名、男衆二二名、女子一五名であった。現在は、東証一部上場アパレル商社のツカモト株式会社(資本金二六億円、従業員四〇〇名)となっている。

二代目定右衛門が、勝海舟や福沢諭吉をはじめ、品川弥二郎・杉浦重剛・伊庭貞剛・谷鉄心・赤松連城・北垣国道・伊東祐亨・広瀬幸平・河上謹一等の名士とも交際があったことは、書簡、家訓や揮毫書の類からも明瞭に窺う事ができる(私家版『紅屋三翁』)。とくに、勝海舟の『氷川清話』には、スケールの大きな商人の社会貢献事業として、二代目定右衛門のエピソードが紹介されている。

二代目定右衛門は、近江商人の衰亡譚を書く契機を、商いに慣れずに苦勞している若年時に、「佐介」という人から商家の警告の書として「三井考見録」という写本を薦められたことにあると述べている。「佐介」というのは、最初の奉公人であり、後に別

家の塚本佐兵衛家を興した佐助のことと思われる。ここに云う「三井考見録」という写本が、子孫の訓戒とするために京都町人の没落例を集めて三井高房が享保一三年に著した『町人考見録』であることは明らかである。定右衛門は、高房の擧に倣い、維新前後の商家の衰退と没落の事例を集めて、子孫への戒めとすることによって家業の永続を願ったのである。

取り上げられているのは、近江の商家一六家と大坂の商家一家、それに書物から引用した三家の商家の話である。近江の一六の商家を分類すると、他国稼ぎに従事した近江商人一家、金融業者四家、家業不明一家である。近江商人の衰亡の要因として挙げられている内容は、色欲と奢り・同族の不和と虚栄・過度の家普請と遊興・遊惰と放蕩・時勢に疎く無為無策・驕奢と家風の紊乱・無慈悲・強欲・虚飾と放埒・淫乱・空論の実施等にまともめられる。いずれも極めて平凡な衰退と没落事情である。これらの事例は、その祖先が勤儉をもつて興した家を、その子孫が遊惰によつて潰したという平明な真理を表して余すところがない。

〔森忠考見録 草稿〕

吾か京都仕入店江 給仕し 勤めたる八天保十年、即ち今をさる事六十一年の昔にして十四歳の頃なりき、其後奥州平絹と加賀上絹との見訳けさへ付かす鬱氣望矚（鬱）を催ふし樂しまさる折から、佐介といへる人写本一部を授けていふ、これ商家の警書なりと、これを受けて見れハ三井考見録といへる宝典也、その大意ハ凡諸家先祖貧困より起り勤業克く家を興したるも、其子孫富貴の家に生れて遊惰に月日をくらし家を潰すもの多きを歎きて、古人の失敗など引証していましめとせり、再三展読して稍得る処あり、奮起家業に従事す、尔来崇信屢々拜読するに痛激寒心に堪さらしむ、扱彼の旧幕府の末年、西洋の事情をしらす上下騒然として民業ニ影響を及ぼし、其厄運を免る、能はさるもの多く、維新前後より漸次西洋の文物輸入之事、多くハ彼れに倣ひしも外部を装ふのミにして、内部無形の整調に経験之しく、失敗少からずして成功の見るべきもの多からず、明治に起りて明治に倒れしははらくおき、維新前の如き勢力なきハ大阪にてハ炭彦氏、近半氏、破産絶家と聞えしハ加嶋屋氏、平五氏、炭安氏等二十四大家、我近江にて早崎氏、

松前屋氏等の商人なり、嗚呼昔し高房翁か後世の為に深慮の家訓なかりせば、他の旧豪商諸家と等しく、三井氏も亦或ひハ退歩せしやも知るへからず、然二遠く享保に高房翁の深慮あり、近く維新前に高福翁の賢才あり(翁ハ若年より親に孝に身を慎み、其恵みを得て今日の隆盛を致せるハ、果して天道の是なる乎、我々商軍の元帥として日本国の名譽なり、我家未タ幼稚なりと雖も誠実を以て徐歩せば、晩年に於て些兎の得る所なからんや、爰に続考見録を記して、聊本編考見録の嘉恵を承継すと云爾)

明治三十二年十月 二代目塚本定右衛門七十四歳記

- 彦根 早崎専五郎
- 長浜 西嶋太左衛門
- 大津 清水彦兵衛
- 大津 古望仁兵衛
- 日野 門阪善太郎
- 日野 飯嶋利兵衛
- 八幡 伴庄右衛門
- 八幡 岡田小八郎
- 中郡 松居太七
- 中郡 川嶋源左衛門
- 中郡 中澤善助
- 中郡 藤井忠兵衛
- 中郡 川嶋清左衛門
- 中郡 市田清左衛門

中郡 猪田清八

八幡 西川貞治郎

虎の巻 惠比須屋太郎兵衛

虎の巻 大黒屋次郎兵衛

虎の巻 福田徳兵衛

日野 日野商人

早崎専五郎

江州彦根石ヶ崎町に住す、其先ハ浅井郡早崎村の住人ニして、浅井軍記等ニモ其先代の事を記し有、慶長年中井伊侯彦根二城を築かれし後、石ヶ崎町江移住し、尔来彦根藩の爲替用を務めたり、文政の頃、専五郎父某寒中にも足袋をはかず、こたつ二足を出さず、手をあふるのミ、芹堤にてもちはなれの鴨一羽拾ふ、歩行なからの思案、これ醬油喰ひ也とすて、去るといふ、天保年中家老某にとり入り、御手元金を預り及藩士町人にも頻りに貯蓄を奨励す、児童と雖も数十金の貯蓄をなすに至る、早崎氏は之を下歩に預り手堅く低当貸附をなす、慎ましき心からちりも積りて山をなし三十余年の間に式拾万兩の身代と成れり、其子専五郎維新前後士族に列し禄若干を領し、維新后彦根藩の会計を掌とる所の官に任せらる、大酒を好み人を眼下に見下し、粗暴の挙動毎々ありて償金を出さず、万延元年校田事件より藩主之調達嵩み、廢藩置県後ハ古証文となり漸く融通会社なるものを設立して銀行の業務を取行ひ、大坂に支店を置きしに、支配人某貸金及地所を求むるとかのことにても、失敗に失敗をかさねて苦し紛れニ筆先を濫用し漸次大借に成申也、明治の初ハ独遣皇族来彦の時其御宿を為せり、当時ハ家屋も壮麗器具万端行届き盛んなる饗応をなせしよし、然るに大阪島田組の瓦解の頃なりしか、早崎破産して所有の好き地所纏まりあるもの代価六万円で外村氏へ売却せり、先代は慎ましくして三十余年の間に二十余万の金もうけ、其子ハ之を十年間に驕奢の爲に遣ひ果す、専五郎破産の後ハ其妻ふぢ女と共に京都に寓居して甚々困窮中に病死せり

## 西嶋太左衛門

長浜町御堂前に住居して五十年已前は第一等の商人にてこれ二次く家なかりしとなり

長浜は蚕糸縮緬の産物ありて、徳川家極盛の頃川崎氏、下村氏、吉川氏を三人衆とて住地あり、吉川の家屋敷ハ郡役所となる、然るに太左衛門は管筥及近江表類雜貨品を商ひて、東海道江行商して富豪の身となる、慈善心もありし由、然るに三四十年前松本某貿易を以て立身して富ミ、西嶋と肩を及へ第一等に進む、二代目太左衛門これをうらやみ従来の東海道行商を廃業して京呉服を以九州を創む、その人と為り御氣よしにして、手代に好れかすつかれ、自己ハ身持よからず、妻子ある身を持ちて京都富永町井之つ方芸子を受出し、二三ヶ年は京都ニ置き本妻もいと女、妾もいと女と同名とす、これは名乗のあるよし、後ち二長浜へ妾宅を構へ一人の女子を生む、其女子棚の陶器の沢山ニ落る響に驚き発病し死去すといふ

本妻のいと女男子五人女子三人を生む、娘を分家太平に嫁して目下零落す、長男某長浜病院の受付と成る、次男某乞食同様ニなり、聊の遠縁を云ひたて、大塚吉平氏に拾銭の合力を請ると聞けり

西嶋太左衛門二代め、未タ財産豊なる頃、彦根物産会社なるもの長浜町に在り、其店先へ来り、式歩金を紙にも包まず裸にて百両斗紙入より出して人に見せし事もありし由、妾いと女瘡毒にて後ちに面相も変り甚タ困窮して死し、太左衛門破産して宮町ニ四疊半式ツの借家を一と間より住居して其家より葬を出したりと

五十年前二ハ長浜第一等西嶋太左衛門氏なりしが、三十年前ハ西嶋氏と松本藤十郎氏とを第一等とす、昨今ハ浅見氏、石居氏、下郷氏を第一等とし、大塚氏を二等、松本氏は五等と承る

## 両替屋彦兵衛

大津大工町に住居し、両換を以て渡世とす、諸国諸藩江貸金を成す蔵元なり、郡山より多く扶持米給ハりて、六七十年前迄は近江第一の豪富のやうに風聞す、其頃京都六角堂に鐘鑄あり、此時つきそめせし薄雪太夫を見受して三井寺下の別荘に置き、遊具日々

長し、何事二抱はらず、前例破格の事多く、乱行募り栄花を極めて三四年経るうちに、又野雉を愛し、家鶴を疎み薄雪を我妹分として他に縁付たるよしを聞けり、都而面換屋の内暮は資金甚々多からず、得意先の預り金少なからぬもの成二、連年の驕奢殊二内部の奢靡外見をはる故二手代等身分二過たる交際をなし、本家を倒しても自己の腹を肥さんとするは通弊なり、然二維新二際し諸藩の貸金ハ旧新公債と成り、取引先きの預り金ハ一時に取付られて遂二閉店し、所藏の珍器名取川の香合は紀州家へ宿換を成し、物数奇の茶釜風呂四十余、五月笠の茶碗百余、之二順し無地金屏風等家什器具売代なし、大工町の家屋敷は郡役所となる  
而替は清水を氏とす、別家銭屋某紙商をして京町二在り、古主の血統を求め得て細き煙りを立てしむといふ

#### 古望仁兵衛

大津橋本町に住居し、御代官石原殿役所の懸屋たり、明治の初年松田県令の時、報恩社の基本金貳三万両を下歩二預かる、同七八年彦根早崎破産の時折損あり、十七八年頃基本金取戻しの催促を受ケし時、財産既に欠乏せしのミならず、亦幾許の負債ありしを以て金融するの信用なく非常の窘迫を極め、漸々半高返済し、其半高は住居橋本町の家屋敷をも差出して跡は年賦と成る  
前きに百十五国立銀行を設立し、これか頭取と成りて株式に失敗あり、今は湖南銀行と名称を変更して大津町の共有なり

#### 門坂善太郎

日野内池町に住す、相州藤沢宿に酒店を開き其の造酒を販売して国元の妻子給養す、しかるに四十年前以前新宅半五郎と血統論あり、此時双方江弥二馬連加はりて凡勝敗判然せず、斯て歳月を送るうちに藤沢の酒店丸焼にあひて産を破れり、然れとも先祖の余沢猶伊勢京二小支店あるを以て逼塞して漸々家名を存し、世間に交際を少なくし閑日をくらす  
新分家半五郎美麗を好む、四十年前家宅を改造するに金力をつくし、本家と同時に競争して、職人日雇へ心付ケを過分に遣し近所隣へ餅など配る、半五郎遊芸に長す、又妻女の容姿を撰み京都の画工富田光荣氏の女を娶る、相州藤沢店焼失後ハ夫婦京都へ引こし旅籠屋渡世す、内池町の家屋敷は病院と化して某院長の住居となる

祖先の他国に開店するハ其土地の人情時勢を視察して業をはしむ、創業起産の辛勞思ふべきなり、相続人たるもの八年々貯蓄し余産を増殖して不虞に備へなざゝるへからず

## 飯嶋利兵衛

日野町第二流の商人にて西大路に住居し、奥州仙台と參州岡崎に酒造店あり、在宅の時ハ近隣二而の派羽利き、ものにて乗馬を好む、經濟ハ不得手のかた槻一式の土蔵を新築し、壯麗なる座敷も二棟たつる、其物好き慶長金を潰して透し彫の屏風金ものとし、紫丹（註）をふちとす、雪中に式歩金をまきちらし芸子を丸裸にして之を拾ハしむ等風聞す、飯嶋の孫零落し石部貝（雜部）懸辺の路頭に斃ると槻揃の土蔵たて、より十五年め二売りて他家のものとなる

## 伴庄右衛門

其先ハ甲賀郡伴ヶ畑の人、天正年中八幡新町へ移住し、尔来豊の表を東国へ商ひて家を興し、江戸日本橋通り一町目に店を開く、代々勤儉にして富み榮え、江戸本町にも小問物店を設け、又大阪淡路町に近江表琉球表等を商ふ、豪商の名高し、明和の頃伴高隠氏崎人伝を述作す、晩年京都大仏池田町に閑居し閑田文章あり、文化三年没す、八幡ハ旧幕府御領分なるを天保年間尾州領と成し頃も此伴氏と西川利右衛門氏を以御用達の第一とす、其頃の風俗大家の兒童も寺子屋へ通学す、然二手習師匠を聘して稽古す、其子漸く成人するに随ひ遊惰になり、放蕩長し支那人をも友とし、遊所に通ふこと繁く、先祖創業の苦勞を忘れて追々身代疲弊す、仕法のため家財を売立ること前後十一度ニ及て、終二家屋敷は八幡学校の名称を附るニ至る、其根本的の改革を行ふの果断なかりし為に、八幡町第一等の名家なる黄金囊はほころひにけり、誠におしむべし

## 松前屋小八郎

八幡為心町に住居す、尾州名古屋本町に呉服太物小売店あり、伊藤氏、下村氏、松前屋氏と名古屋の三大店と称し、遠近に評判高

く、旧家にて拾万兩已上の身代と風聞す、熱田に能き田地を所有す、然ルニ講金など請込み、店の人数多きか故に雑用多し、維新の空気を呼吸せず時世に処するの道を講せず、適當の方針を定むる人なく肺病患者の如くじりく衰弱す

商ひの利潤と家費と収支相償ハざるにより、本家岡田八十二氏并正野玄三氏等相談の上、名古屋店を引上ケ、雇人を解雇し預り金を返却し、京店のミを残すことに決議し、名古屋店売代金六千兩のうち四千兩を番頭某持登る、途中、岐阜住医師某方に一泊して翌日養老瀧に遊ぶ、其夜急病発し飛報小八郎の許に達す、驚き駆付てミレは番頭正体なし、金子入の革囊なし、家宅搜索と聞くより先生逐電せり、官の詮議厳しく年経て捕縛投獄され、懲役となるも金はかへらず、二三年過て京店をも売払ひしとき、猶壹万式三千兩の資産あり、此時已に公債証書の御発行もあり、能々慎しみて之を守らハ維持すへかりしに、忠実なる本家の方案を容れず株式に失敗を重ね、八幡へ帰るも恥かして水口士族大嶋某とアメリカ国江行商し、見込はづれて間もなく資金を皆無にす、其出立の節は送別会を催し、帰国の時は婦り嘆の花もなく、故郷へ手を束ねてみすほらしく帰れり、程なく妻女死亡し子も死去す、雇ひ女まで変死して困窮に至り、西川某の京店ニ蒲団代金五円も滞るほと也と聞けり

#### 松居太七

江州神崎郡五ヶ莊村位田の人、其祖父某農事之間ニ上州麻苧を買て江州に売り、又京大坂の品を東国ニ商ふ、父某も同しく京阪の物産を仕入て東国に売るを業とす、其人と為り誠実儉勤商売ニ巧者なり、巨万の富を致して家藏を改造せず、服ハ家機木綿の外をきす、専ら善事を行ふ、深淵魚生し人富て仁義の先言に背かす、晩年法体して遊見と称す、安政乙卯夏享年八十六逝す、四男あり、兄久治郎先ニ没す、子あり、孫を以家を承く、仲兄亦没す

太七ハ末子なれとも后妻の総領なるゆへ生母の勢力ヲ振り、二兄ニ鷹行せず、成人ニ及て分家し、呉服太物類を以て、江戸伊勢町に開店し、繰綿種油をも商ふ、小林氏◎外村氏と豪商の名を等くす、京都にてハ奥州糸絹を商ひ三条通高倉二店有、世盛りニハ金力を以て居宅改築するニ隣家を取除け、後園ニ牡丹を多く植て花の頃は貴族來臨有、太七困窮者に吝ならず、社寺の參詣も怠らず、氏神の社地を広げ寺院を勝地ニ移転し、父翁の碑を建つ、海屋翁の撰文なり

これ偏に父翁在世誠実勤儉商売二巧者にして、巨万の致富より出たる結果なれば、太七氏も其志を継続して儉勤を守り、子孫を教育し、家名永久を計るべきに只眼前を見て遠き慮りなきか如し

太七若年父二従ひ東西ニ奔走し、棒をもかつくも品行ヲ異にし、驕奢にして相撲取を愛し、色を好み廉知を忘れ礼節をみたる、妻妾数人子三十人ありて物入多し、曾て仕事あり帰らず、定日を延ハすも帰宅せず、妻歌、女京都へ迎ひニ登るも剛情言ふ、妻女独り帰宅し声を放つて泣く、従是発病して終ニ死す、程なく仲居くり女を後妻とし、翌年女子生る、亡妻歌女腹の児捨次郎及力蔵二平日縮緬の袖を用ひ朝夕蒸菓子を与え、悪しき友と遊ふも其子の好きに任す、これ其子を破家失業の人となす也、家庭教育なし、捨次郎漸く成人して放蕩日々長して、妾宅を江戸某町に構へ、鶯一羽三十両を費ひやし好き声を坪に響け艶美なるを妾と共に愛す、力蔵の幼時祖父翁いふ、此児商人の芽出し也と、十七八歳相州へ行商の附手代ガラ新兵衛ジツクの上手也、力蔵商腕伸ひず、太七氏耳順に近くして、猶金の貸借を自ら務ム、或時ハ江戸店仕入品の買口に助言す、甥の某ハ妾と同居して木屋町より折々三条の支店二つとむ、これニ太七の女を嫁していちこ女史とす、されと本人は之を妻視せず

江戸店支配人勇助ハ算盤高し、出坂買物すれハ無理言ひ店の評もあり、而して吉原焼けに稲本楼江千金を貸与して滞る、抱の小稲女押て勇介の女房と成る、伊せ町へ勇助の出入り従前のことし、後ちに勇助ハ横浜通ひの汽船破裂して焼死す、次の番頭某奢りて早く死す、この店ハ近頃精進日にも魚鳥を止めず、或ときハ紙屑かこより下帯いて、誰何すれとも其人知れず、堀越翁の厚意店風を矯正せんとして能ハす、江戸店類焼し改造の時、大きな棟木を求め、棟上の日に大綱されて仕事師に弁償す、京番頭猶介陽ニ神信心朝参り、陰に大酒暴食也、主家の実印を私用して後ち露頭し出奔す、大店ニ人物乏しく江戸店種油仲買人の詐欺に懸り損失に失敗を重ね、種々厄運免る、能ハす、力蔵廿歳にて番頭の事務をとるも終に閉店して、国元の諸道具は勿論家土蔵迄も売払ひ、借金のかたへ少しつ、返却して、金かたの帳消を希ふ事と成しぬ、むかしハ金力の余光にて世上の人々に持て囃されしかとも、奢者ヒサシカラスコボチウリと成し、うそうたてけれ、死ねハた、丸の裸で独り旅、のこるハつらき名のミなりけり

神崎郡塚本村の人、近江麻布を以て九州江行商す、法体して順真といふ、宝曆年中死す、二代目業を継ぎ繁昌す、法名名玉啓と号す、分家源兵衛九州行商を支配す、三代源左衛門送り質を兼業とし、銀六拾貫目を領主郡山侯江永上して利米三拾人扶持を給ハリ、御年貢差継を以年々頂戴す、天保七申とし飢饉ニ而人多く死す、此時庄屋某窮民の為に米五俵を施与せん事を勧告するも応せず之を謝絶す、心ある人ハ其隱徳を積ざるを惜しむ、源左衛門金堂御出張所の御講懸り六人衆と成る、四代目の妻女三度変る、九州行商の業を廢して蒲生郡常楽寺村に運漕問屋并酒造の新事業をはしむ、辰とし洪水ニ流失造酒腐敗し損あり、又居宅ニ盜有物品数十点を失ふ、後ち自家より出火して焼く、弟儀兵衛姦婦の故に法を犯し三ヶ年入牢す、四ヶ所の土藏もこぼち売にし、分家源兵衛死絶す、屋敷式反余ハ畑と成りて松一木残りしも、近頃他人の所有となりにけり、源左衛門初代遠国へ行商し其功ニより子孫繁昌しなから、凶年ニ慈善心なく新事業に転し、不品行にして禍を招けり、悲むへし

## 附録 草稿

中澤善助

神崎郡浜野村の人、肥し物問屋にて三井寺田滿院の名目金貸付ケ高利を貪り、小民の痛苦を察し入らず取立ること嚴重なり、高家旗本最上侯を友とし乗馬を好む、或るとし青田をかり取りて馬場とす、善助帯刀割羽織往来必らず轎を用ゆ、宅地裏広し、折々芸子芝居興行す、見物の男女は土間に群集し上棧敷より家内のものは之を見物す、娘ニ振袖をさせ袴を付る福引あり、善助先代の余沢を請け富みて奢り酒は朝から色を慾ま、にす、手代また做ふ、数年ならずして諸道具は勿論家藏をも売る、其代金未タ請取らぬ前きに家焼失す、娘成人して品行よからず度々かけ落し、遂にしりきれそうりをはきて浅ましき身の終りなりし

丸屋忠兵衛

神崎郡宮莊村の人、藤井氏、少時野村治郎右衛門の召仕ひにて、中年後いとまを願ふも親方借金ありて許されず、その借財の内三百両を引請て解雇し長崎へ行商す、其頃保字小判を異国人へ渡シメキシコドル銀と貿易す、常人其利の多きを知ると雖も、幕府の

法度を犯すを以てなさず、後ち江戸掘留の某相仕と成る、和宮様江戸城へ御輿入之節、江州醒か井柏原ハ郡山領なり、丸忠は領主の会計方を勤め、金銭散らして御休泊御滞りなし、この功により士分ニ取立らる、後ち一橋家御入京の節、白米八拾俵の御用を蒙り、水車をとめて搗賃を増す、困窮民数百人之を怨み、夜中に来りて家をこぼつ、丸忠利益を一時に得事、又名譽をもあはせ得んとして方向を転するゆへニ、名利ふたつながら失敗せり、其子孫大坂ニ寓居す

## 川嶋清左衛門

神崎郡塚本村の人、火葬場石垣は此人の寄付なりと口碑に残る、浄土真宗金堂弘誓寺の檀頭なりしが、月々仏供米を一時ニ持参して何斗か志納す、奥より住職の声にて其米は別箱ニ入れ置き、すし米にすへしといへるを、使ひの者より聞て、其坊主をとかめ、黄はく宗ニ転派す、明治維新の際弘誓寺の末寺十三ヶ寺分離して各自独立し本山直末寺と成る、これ時勢なり、且ハ当時の住職不学不徳の故といへとも、昔の鮒すし米のこと伝へて衆人の脳髓に有、これらも遠因ならんか、将亦清左衛門の僧をにくみて転派したるも尤なり、去ながら其僧侶を一たび切諫して、学資など喜捨し学問を勧め、多少とも徳に進ましめハ陰徳を積むに近からん、思慮こ、に出かたき事情ありしにや、短氣に転派して人の悪事をあばき、自己の子孫も絶家となりしやもしれず、尚考ふへし

## 市田清左衛門

神崎郡市田村の人、清水屋といふ、小荒物を商ひて未明に星をいた、き出て夕に星を戴きて帰宅す、法体して教立と号す、二代目清左衛門を教意とす、関東呉服を以て加賀国へ行商す、年々恵比須講ニハ先代の画像を床懸とし、床脇に古金を備えて創業艱難の伝書を謹読するを例とす、金堂弘誓寺(下た寺十三ヶ寺 江州の名大寺ナリ)の檀頭となり領主彦根侯金方十人衆と成る、嘉永年間大守宗観公御立寄を願ひ新座敷を建つる、開山聖人の御遠忌に仏壇の壮飾を厳にし、当家盛服拝礼し、参詣人群集す、これより清水屋の名高し、三代目の清左衛門の妻女は弘誓寺檀頭外村氏の女也、むこ氏家業の事ハ日々に退歩し、氣位は月々に高ふる、世間の交際はますますはりて、富源は追々涸る、に似たり、例年の恵比須講にも只酒宴を開き主客酔倒時勢を意に介せず、故に旅方商ひ高減して、後ち

廢業マダしす、初代の分家与兵衛其妹むこ治兵衛末娘むこ惣兵衛とも二破産す、外村氏の厚意ニ而清左衛門再び行商したるも、偽帳を造りて親戚を詐欺す、終に親戚金主に疎まれて家を潰せり

#### 猪田清八

神崎郡築瀬村の人、先祖ハ百年余已前西江州江懸取二行、途中盜難にあひたりとて若干金を私したりとの疑ひにて主家より出訴せられ入牢す(戸口の石の底にかくし置て  
數年をへて取だしたるよし古老いへり)、赦免ニなり、數年の、ち布商ひ仕合よく天保度改革の頃丹後縮緬を大津町塩商某の二階に借宅し商ひ利潤あり、京東洞院六角下ル処へ出店す、彦根侯江金を納め米若干ツ、年々給ハる、これを小作人二壺反二壺斗ツ、配与す、これより先き二代め猪八妻死す、女子二人あり、彦根麻苧商某の妹美女にして度々縁付く、行先々の男死し破産す、其容姿あるを以てつれ子と共に迎江て後家とす、數年ならずして清八死没するも涙いす、分家瀬平の二男清三郎ヲ養子とす、美男なり、養母恋慕懸想す、承引応せず、亦先妻の二女子あるヲ差置きつれ子を以夫婦とせんと謀る、養母の獸心をいとひて京都遊所に浪費す、親戚切諫すれハ養母を彦根へ預けて後ち身を慎むへしといへり、親類議して先妻腹の長女と養子清三郎を結婚せしむ、此時既ニ身代衰江資金涸レ清三郎病身なり、仕方の為ニ諸道具売払ひ、數年を出てす家藏も田地迄も売払ふ、養子死去して後ち相続人として某氏を貰ひ、市田弥一氏に雇勤せしか先月死去す

#### 西川貞治郎

八幡仲屋町に住居す、北海道地方に漁場を多く持てり、昔ハ越前敦賀港ニ風待し、和船に乗込み、數十日を経て漁場ニ行く事一代二四十八度なりとぞ、陸地をゆけハ猶多くの日数を經過するよし、本店を忍路オシゴロに置き、先年類焼せしを改造して根拠地とし、四十余の出張所を所有す、然れとも近年漁場打続き不漁なり、小樽の支店は焼失し、これを第二千銀行に売りて漁業退歩す、上之場ハ又十、下ル場ハ中一とて、船手商人中に名高かりき、当貞治郎氏は江頭村井狩只七の舍弟なり、近年旧手代を解雇し、新書生を抱

ゆ、訴訟事件起る、林好本氏出張して談判す、高田義甫の考案を採用し、肥料を滋賀県下一手に売捌くため、八幡町に洋風の建物を成し、是を中一商会本店とし、県下に数十ヶ所の代理店を置く、これ旧商法を迂拙としたる才能家の心算なり、然二新事業の濫興とて其売品の上り相場にハ代理店の利益と成り、下りを受くれハ本店の持参と成る、中々意の如き利潤なく、数年の後ち店を閉ぢて骨折の西洋建ものは税務署に変化し、家財を京都ホテルにて売りしか、猶忍路の本店あり、漁場四十余ヶ所あるも不漁つ、きて以前ほどの勢力なし

## 恵比須屋太郎兵衛

立身虎之巻に云、茲に一人商売に精を出しあだ銭はつかはず、商売のことハ利は元ニありとて、元方の弱いところを見込んで、節季前などハ見たふし買ひをしておき、節季すきて得意先の入用時ぶんを考へ、時の直打ニ売りさばき、余所の店より口銭余慶もつけしゆゑ、世帯向家内大ニ潤ひ衣類諸道具ハ勿論家蔵も買得して、人も大勢か、へよき身代となれり、然二近頃物入ハ多く口銭ハ薄く商ひ高ハ少く、奉公人ハ不埒をし、得意先ニハ掛損か出来て溜る金より損金が早し、其上買物の投品を持て来りし元かたハ棒を折てこず、うまい利を貰ひし、得意先ハ段々貧乏になり、余ほどの残金になりて分散してくれた方が何軒もあり、親は式人ながら長生して眷族多勢に喰いつふされ、手代ハ不埒をし不勘定続て家丈よりはるかへの借金かさみたれハ、はてハ借家人よりもおとるありさまとなれり

## 大黒屋次郎兵衛

虎の巻にはく、又茲に商売を無二無三に精出してミても、とかく引もとされて金が溜らぬ処より、ふと心付き神仏の御力をかるべしと、所々の神社仏閣二月参御千度且ハ旦那寺の世話をなし、寒中にハ粥を施こしなとすれとも、いまた神仏の御利生なくして、近頃職方買先きに貸こし夥敷出来て、得意ハ余所から此方のしたをくつて安売して得意をかち落され、不相変御買下される得意は金がまはらず、内の世帯ハ古くなるに随ひ、暮しかたがはりて物入りおほく、はなハた不勘定ゆゑ節季く金策ばかりに心遣ひ

すといふ

保 福田徳兵衛

立身虎之巻に云、茲に一人あり、われ曾て或る老人に金まうけの術をとふ、老翁教へていふ、禽獸なほ一ぶんの恩を報ず、況や人倫に於てをや、汝ち指折の金持を望まハ、仁術の意味をしりて孝悌忠信の道をつとめ行ふべし、然る時ハ諸人の歎心を得て、所願成就せずといふことなし、但名聞を捨てて心の信実を押し立てて礼を以て程能せされハ、其功なきのミならず、却て災害を招くへしとぞ、徳兵衛この訓を聞き信して疑ハず、商業ひとつに向ひ専ら精を出し、追々繁昌するに随ひ召仕ひの人も多くなり、諸祝儀心つけなと遣ハすとき、男たるものへハ主人より直ニ遣し、女たるものへハ妻よりワたさせ、その礼節をみたさず、夫婦むつまじく、子持になりて、幼少の時より花美のものをきせず、悪しき友と遊はしめず、礼育徳育二つとむ、其子成人して兄弟中よく無病にして、互に家業をつとめ助け合ひて怠らず、召仕ひの小野良迄もあしき風俗を改め、篤実を教へ儉約を折々いひきかせ、暑寒の衣類にも気をつけ、年頃にもなれハ待かねぬ先に妻帯せしむ

此店の手代飯初にも人を謀議せず、我か功にはこらす、雑談をつゝしむ、二代目一意専心其仕来りを守りて成功を期す、舅姑ハ家風を叮嚀につとめ見せて、嫁の心の安からん事を思ひ、よめハ衣食の手廻し宜しく、しうと姑の朝夕の安否を伺うて怠らず、近所の噂もよく同郷の人悦服す、三代目よく父祖の志を継ぎ、商務を整理す、其商売ニハ得意方の利益を謀るを先とし、掛先買元など節季に取べりなきやうに払ひ渡す等の故を以、自然と派口よき物品諸方より沢山きたり集まりて店繁昌す、これ偏に老翁教訓の恩沢なり

日野商人

創業を能くし、又守成をよくする者多し

正野玄三氏、中井源左衛門氏、山中兵右衛門氏、高井作右衛門氏、野田六左衛門氏、鈴木忠右衛門氏、辻宗兵衛氏等其最と為す、

正野祖先感応丸を売りにて、子孫相場商は慎て為すべからずと箴諷す、中井祖先ハ若年より美味を二にせず艱生を能くし、無病にして八十八歳の長寿を保ち、能く所存を記す、山中祖先ハ三里四方鍋飯を食する地方に店を開きて驕奢を未だに予防す、高井祖は業ハ勤るに精しく、嬉むに荒むの格言を遺す、野田氏、鈴木氏、辻氏等皆祖宗の遺言あり、数代伝へて家訓とし、先祖と子孫と心を一にし、今日の富榮を来たしたるなり

右は江州商の一二をしるす、都而勤儉に興り遊惰に亡ふは何国も同じ、京阪の事も聞伝へて後に記すべし、爰に泉州佐野莊に飯野佐太郎とて豪富の聞え高かりし、正徳享保の頃全盛にて領主岸和田藩より五十人扶持被下、紀州家より五十人扶持、尾州其外諸大名御用を勤め、大阪南堀江に店あり、十人扶持を紀州家より給はる、大阪にも恥ざる大家なりし、其家訓にいはく

- 一、病ハ口より入り災わひハ口より出つ、口をつ、しむへし
- 二、財産は親より預りもの也、子ニ譲る迄我物と思へからず
- 三、祭礼諸賑ひ其他の勸化事ハ公然ニすべし、決して内証ニ応すべからず
- 四、男女席を分つべし、夜分燈火を二ツにしても、男女を一室ニすべからず

尚古来の家法として氏神の太鼓ハ毎年飯野一家ニ而張替る事、町内一家ニ悦びある時ハ白米二升白木綿一反紅白真わた五束を祝ひとして送ること、庄屋拜命の祝ひニは酒三升、年寄役と成者ニハ酒二升を手代ニ持せ遣す事等十三條あり、茲ニ略す、文化文政の頃ニハ諸藩貸金滞り加之謀判事件起りて家政を改革し一家を警戒す、一節儉、二興と台所と晩菜を同じくす、三肴屋の出入を禁ず、四衣服ハ暑寒を凌ぐを以たれりとす、五夏ハ帷子、冬ハ綿入この外新調を禁ず、六小間物屋の出入を禁ず、など家則を作りしも大ニ財政をみだし、零落の後ち学校教員となり、わつかにその日の糊口をなし、或時ハ東上して大名華族かたにすかりて幾百通の古証文を振廻し、たとへハ一万両の証文を僅二十円十五円に売付るか如き、昔しハ利足金の外ニ扶持米給ハリし、大家のすゑ、今ハ二十一回の道具市を成す、末路の佐太郎明治六年生れにて当年廿六歳、住むニ家なく食ふニ飯なし、大家の末路を思ひ感慨のおのづから禁すべからざるものあり

(本稿作成にあたり、平成一四年度私立大学等経常費補助金特別補助高度化推進特別経費大学院重点特別経費(研究科分)の助成を受けた)

近江商人の衰亡譚

〔統考見録

草稿〕

(末永・本村・上野山・奥田)

一七

(二三三)